

「次世代育成支援行動計画・後期行動計画」について
(おおたのびのび子育てプラン) (平成 22 年度～26 年度)

1 根拠法

次世代育成支援対策推進法

(目的)

《抜粋》

第一条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(市町村行動計画)

第八条

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。 [以下省略]

2 「大田区次世代育成支援行動計画」の計画内容について

(1) 6つの視点

- 1 地域力による区民との協働の視点
- 2 仕事と子育ての両立の視点
- 3 地域特性の視点
- 4 未来の親を育むという視点
- 5 地域社会による支援の視点
- 6 すべての子どもと家庭への支援の視点

(2) 3つの将来像

- 「子ども」 すべての子どもがのびのびと育ち、自立できる環境が整備されている
「家庭」 安心して子どもを産み、育児の楽しさを家族や地域でわかちあえる
「地域」 人と人のつながりが、子どもの成長と子育て家庭を支える

基本目標1「地域における子育て支援体制を充実します」

＜個別目標＞4つ 事業数 27 事業

- 1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実 (10 事業)
- 1-2 子育て情報の充実 (6 事業)
- 1-3 子育て家庭の地域交流の促進 (7 事業)
- 1-4 子育てをサポートする地域のネットワークの充実★ (4 事業)

基本目標2「仕事と子育ての両立を支援します」

＜個別目標＞2つ 事業数 26 事業

- 2-1 保育サービス・学童保育の充実・整備★ (19 事業)
- 2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり★ (7 事業)

基本目標3「親と子どもの健康の確保及び増進を図ります」

＜個別目標＞4つ 事業数 43 事業

- 3-1 親と子どもの健康の確保★ (28 事業)
- 3-2 学童期・思春期の健康づくりの支援 (7 事業)
- 3-3 食育の推進 (2 事業)
- 3-4 産科・小児医療の充実 (6 事業)

基本目標4 「未来を担う子どもたちを育てます」

＜個別目標＞4つ 事業数 32 事業

- 4-1 子どもの居場所づくり★ (7 事業)
- 4-2 次世代の親の育成★ (7 事業)
- 4-3 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実 (16 事業)
- 4-4 親子のふれあいの場・体験機会の場づくり (2 事業)

基本目標5「子どもにやさしい安全・安心なまちをつくります」

＜個別目標＞3つ 事業数 17 事業

- 5-1 子育てにやさしいまちづくりの推進 (3 事業)
- 5-2 子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりの推進 (11 事業)
- 5-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 (3 事業)

基本目標6「特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします」

＜個別目標＞4つ 事業数 30 事業

- 6-1 ひとり親家庭への支援 (8 事業)
- 6-2 児童虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援★ (4 事業)
- 6-3 障がい児と家庭への支援 (15 事業)
- 6-4 外国人家庭への支援 (3 事業)

事業数合計 175 事業